1．［2］⑴②ホを次のとおり改める。

ホ　一般国道２号（第二神明道路）（以下「第二神明道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次の㈠から㈱に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

㈠　各インターチェンジのＥＴＣ通信施設（料金所以外の箇所においてＥＴＣシステムを利用して無線通信を行う施設をいう。以下同じ。）の供用開始の日の前日まで

区間＼車種	普通車	大型車	特大車
東側区間	190.477	285.715	666.667
西側区間	100.000	150.000	349.515

㈡　各インターチェンジのＥＴＣ通信施設の供用開始の日から大蔵谷インターチェンジ及び伊川谷インターチェンジの料金所の供用開始の日の前日まで

イ）ＥＴＣ車以外の自動車

軽自動車等

											長坂
										学園南	149.568
									垂水ジャンクション	—	194.832
								明石西	352.272	326.688	—
							大久保	285.360	279.456	234.192	—
						玉津	192.864	285.360	194.832	149.568	—
					伊川谷	78.720	192.864	285.360	—	—	—
				大蔵谷	—	108.240	192.864	285.360	—	—	—
			高丸	167.280	—	167.280	251.904	344.400	—	—	—
		名谷	202.704	202.704	—	202.704	287.328	352.272	—	—	—
	須磨	301.104	301.104	301.104	—	301.104	352.272	352.272	301.104	—	301.104
起点	—	301.104	301.104	301.104	—	301.104	352.272	352.272	301.104	—	301.104

（注１）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

（注２）上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

（注３）神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間のいずれかの区間または両区間と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線のうち神戸市西区伊川谷町潤和から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市垂水区名谷町字前田までの区間のいずれかの区間または両区間とを連続して通行する場合における料金の額は、兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線の料金の額を含め、東側区間の通行１回あたりの料金の額とする。